

3 1 参考資料 1 ※税制改正等により、計算方法が変わる場合があります。

■ 所得の計算方法

所得額 = 年間収入額 - 必要経費（給与所得控除額等） - 下記諸控除

※以下の控除額が所得額から差し引かれます。

（控除によっては所得要件があります。）

- ◇ 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除 → 控除相当額
- ◇ 配偶者特別控除 → 控除相当額
- ◇ 社会保険料控除（受給資格者の場合） → 控除相当額
- （扶養義務者の場合） → 8万円
- ◇ 障害者控除（本人除く） → 27万円
- ◇ 特別障害者控除（本人除く） → 40万円
- ◇ 寡婦控除、勤労学生控除 → 27万円
- ◇ ひとり親控除 → 35万円
- ◇ 肉用牛の売却による事業所得 → 当該免除に係る所得の額

■ 所得制限の限度額 ※扶養親族等の数により、限度額が変わります。

| 扶養親族等の数 | 本人 | 配偶者及び扶養義務者 |
|---------|------------|------------|
| | 所得制限限度額 | 所得制限限度額 |
| 0 | 3,604,000円 | 6,287,000円 |
| 1 | 3,984,000円 | 6,536,000円 |
| 2 | 4,364,000円 | 6,749,000円 |
| 3 | 4,744,000円 | 6,962,000円 |
| 4 | 5,124,000円 | 7,175,000円 |
| 5 | 5,504,000円 | 7,388,000円 |

※所得制限における扶養義務者とは、同一世帯内での最多収入者をいいます。

※以下の場合、この所得制限限度額に加算されます。

- ・受給者本人について
扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。
70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。
- ・配偶者・扶養義務者について
扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。
老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算。
（ただし、老人扶養親族のみのときは、1人を除いた1人につき60,000円を加算）

対象のサービス

- ・ タクシー等・自動車燃料費の助成
- ・ 人工透析患者通院交通費の助成
- ・ 障害者用自動車改造費の助成
- ・ 特別障害者手当
- ・ 重度心身障害者医療費助成（県障）
- ・ 精神障害者入院医療費助成
- ・ 介護者用自動車改造費の助成
- ・ 障害児福祉手当

参考資料2 ■ 身体障害者障害程度等級表

| 級 別 | | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|----------------------------|------------------------------|--|---|--|---|
| 視 覚 障 害 | | 視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの | 1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（4分の1視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（2分の1指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの | 1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | 1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの |
| 障害 聴覚又は 平衡機能の | 聴 覚 障 害 | | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう） | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） | 1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話す語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの |
| | 平 衡 機 能 障 害 | | | 平衡機能の極めて著しい障害 | |
| 音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害 | | | | 音声機能 言語機能又はそしやく機能の喪失 | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害 |
| 自 体 | 上 肢 | 1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの | 1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの | 1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの | 1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 |
| | | 1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 1 両下肢をショパ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの | 1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの |
| | 体 幹 | 体幹の機能障害により坐っていることができないもの | 1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | |
| | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 移動機能 | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 注2 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの 注3 |
| 肝臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、免疫、 | 心 臓 機 能 障 害 | 心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | じん 臓 機 能 障 害 | じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | 呼 吸 器 機 能 障 害 | 呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | ぼうこう又は直腸の機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | 小 腸 機 能 障 害 | 小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | | 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 肝 臓 機 能 障 害 | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | |

注1 太線の左側は第1種身体障害者、右側は第2種身体障害者をさす。 注2 両上肢の場合は第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者となる。

注3 両下肢の場合は第1種身体障害者、一下肢の場合は第2種身体障害者となる。

| 5 級 | 6 級 | 7 級 | 備 考 |
|---|---|--|---|
| 1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視認点数が 40 点以下のもの | 視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの | | 1 同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。 2 肢体不自由において、7 級の障害が 1 つのみでは手帳交付にならないが、7 級の障害が 2 つ以上重複する場合又は 6 級以上の障害と重複する場合は手帳交付の対象となる。 3 異なる等級について、2 つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(IP)その他の指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近位部を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障害をいい、おや指については対立運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、上前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。 |
| 平衡機能の著しい障害 | 1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの | | |
| | | | |
| 1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | 1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの | 1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節 肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指 くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指 くすり指及び小指の機能を全廃したもの | |
| 1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの | 1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害 | 1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節 膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの | |
| 体幹の機能の著しい障害 | | | |
| 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | |
| 不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

参考資料3

■ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）366 疾病一覧表 ※最新の情報についてはお問合せください

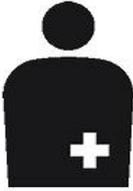
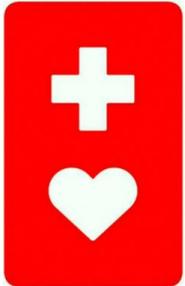
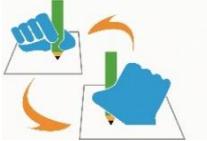
| 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 |
|----|----------------|----|------------------------------|-----|----------------------|
| 1 | アイカルディ症候群 | 44 | オクシピタル・ホーン症候群 | 82 | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 |
| 2 | アイザックス症候群 | 45 | オスラー病 | 83 | クルーゾン症候群 |
| 3 | IgA 腎症 | 46 | カーニー複合 | 84 | グルコーストランスポーター1欠損症 |
| 4 | IgG4 関連疾患 | 47 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん | 85 | グルタル酸血症1型 |
| 5 | 亜急性硬化性全脳炎 | 48 | 潰瘍性大腸炎 | 86 | グルタル酸血症2型 |
| 6 | アジソン病 | 49 | 下垂体前葉機能低下症 | 87 | クロウ・深瀬症候群 |
| 7 | アッシャー症候群 | 50 | 家族性地中海熱 | 88 | クローン病 |
| 8 | アトピー性脊髄炎 | 51 | 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体） | 89 | クロンカイト・カナダ症候群 |
| 9 | アペール症候群 | 52 | 家族性良性慢性天疱瘡 | 90 | 痙攣重積型（二相性）急性脳症 |
| 10 | アミロイドーシス | 53 | カナバン病 | 91 | 結節性硬化症 |
| 11 | アラジール症候群 | 54 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 | 92 | 結節性多発動脈炎 |
| 12 | アルポート症候群 | 55 | 歌舞伎症候群 | 93 | 血栓性血小板減少性紫斑病 |
| 13 | アレキサンダー病 | 56 | ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 | 94 | 限局性皮質異形成 |
| 14 | アンジェルマン症候群 | 57 | カルニチン回路異常症 | 95 | 原発性局所多汗症 |
| 15 | アントレー・ビクスラー症候群 | 58 | 加齢黄斑変性 | 96 | 原発性硬化性胆管炎 |
| 16 | イソ吉草酸血症 | 59 | 肝型糖原病 | 97 | 原発性高脂血症 |
| 17 | 一次性ネフローゼ症候群 | 60 | 間質性膀胱炎（ハンナ型） | 98 | 原発性側索硬化症 |
| 18 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | 61 | 環状20番染色体症候群 | 99 | 原発性胆汁性胆管炎 |
| 19 | 1p36欠失症候群 | 62 | 関節リウマチ | 100 | 原発性免疫不全症候群 |
| 20 | 遺伝性自己炎症疾患 | 63 | 完全大血管転位症 | 101 | 顕微鏡的大腸炎 |
| 21 | 遺伝性ジストニア | 64 | 眼皮膚白皮症 | 102 | 顕微鏡的多発血管炎 |
| 22 | 遺伝性周期性四肢麻痺 | 65 | 偽性副甲状腺機能低下症 | 103 | 高IgD症候群 |
| 23 | 遺伝性膝炎 | 66 | ギャロウェイ・モワト症候群 | 104 | 好酸球性消化管疾患 |
| 24 | 遺伝性鉄芽球性貧血 | 67 | 急性壊死性脳症 | 105 | 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 |
| 25 | ウィーバー症候群 | 68 | 急性網膜壊死 | 106 | 好酸球性副鼻腔炎 |
| 26 | ウィリアムズ症候群 | 69 | 球脊髄性筋萎縮症 | 107 | 抗糸球体基底膜腎炎 |
| 27 | ウィルソン病 | 70 | 急速進行性糸球体腎炎 | 108 | 後縦靭帯骨化症 |
| 28 | ウエスト症候群 | 71 | 強直性脊椎炎 | 109 | 甲状腺ホルモン不応症 |
| 29 | ウェルナー症候群 | 72 | 巨細胞性動脈炎 | 110 | 拘束型心筋症 |
| 30 | ウォルフラム症候群 | 73 | 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変） | 111 | 高チロシン血症1型 |
| 31 | ウルリッヒ病 | 74 | 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変） | 112 | 高チロシン血症2型 |
| 32 | HTLV-1 関連脊髄症 | 75 | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 | 113 | 高チロシン血症3型 |
| 33 | ATR-X 症候群 | 76 | 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変） | 114 | 後天性赤芽球癆 |
| 34 | ADH 分泌異常症 | 77 | 筋萎縮性側索硬化症 | 115 | 広範脊柱管狭窄症 |
| 35 | エーラス・ダンロス症候群 | 78 | 筋型糖原病 | 116 | 膠様滴状角膜ジストロフィー |
| 36 | エプスタイン症候群 | 79 | 筋ジストロフィー | 117 | 抗リン脂質抗体症候群 |
| 37 | エプスタイン病 | 80 | クッシング病 | 118 | コケイン症候群 |
| 38 | エマヌエル症候群 | 81 | クリオピリン関連周期熱症候群 | 119 | コステロ症候群 |
| 39 | 遠位型ミオパチー | | | 120 | 骨形成不全症 |
| 40 | 円錐角膜 | | | 121 | 骨髄異形成症候群 |
| 41 | 黄色靭帯骨化症 | | | 122 | 骨髄線維症 |
| 42 | 黄斑ジストロフィー | | | | |
| 43 | 大田原症候群 | | | | |

| 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 |
|-----|--------------------------------|-----|--|-----|-------------------------------|
| 123 | ゴナドトロピン分泌亢進症 | 166 | 進行性ミオクロームス てんかん | 205 | 早期ミオクロニー脳症 |
| 124 | 5p 欠失症候群 | 167 | 心室中隔欠損を伴う 肺動脈閉鎖症 | 206 | 総動脈幹遺残症 |
| 125 | コフィン・シリス症候群 | 168 | 心室中隔欠損を伴わない 肺動脈閉鎖症 | 207 | 総排泄腔遺残 |
| 126 | コフィン・ローリー症候群 | 169 | スタージ・ウェーバー 症候群 | 208 | 総排泄腔外反症 |
| 127 | 混合性結合組織病 | 170 | スティーヴンス・ジョンソン 症候群 | 209 | ソトス症候群 |
| 128 | 鰓耳腎症候群 | 171 | スミス・マギニス症候群 | 210 | ダイヤモンド・ブラックファン 貧血 |
| 129 | 再生不良性貧血 | 172 | スモン | 211 | 第14番染色体父親性 ダイソミー症候群 |
| 130 | サイトメガロウイルス角膜 内膜炎 | 173 | 脆弱X症候群 | 212 | 大脳皮質基底核変性症 |
| 131 | 再発性多発軟骨炎 | 174 | 脆弱X症候群関連疾患 | 213 | 大理石骨病 |
| 132 | 左心低形成症候群 | 175 | 成人スチル病 | 214 | ダウン症候群 |
| 133 | サルコイドーシス | 176 | 成長ホルモン分泌亢進症 | 215 | 高安動脈炎 |
| 134 | 三尖弁閉鎖症 | 177 | 脊髄空洞症 | 216 | 多系統萎縮症 |
| 135 | 三頭酵素欠損症 | 178 | 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く) | 217 | タナトフォリック骨異形成症 |
| 136 | CFC 症候群 | 179 | 脊髄髄膜瘤 | 218 | 多発血管炎性肉芽腫症 |
| 137 | シェーグレン症候群 | 180 | 脊髄性筋萎縮症 | 219 | 多発性硬化症/視神経脊髄炎 |
| 138 | 色素性乾皮症 | 181 | セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症 | 220 | 多発性軟骨性外骨腫症 |
| 139 | 自己貪食空胞性ミオパチー | 182 | 前眼部形成異常 | 221 | 多発性嚢胞腎 |
| 140 | 自己免疫性肝炎 | 183 | 全身性エリテマトーデス | 222 | 多脾症候群 |
| 141 | 自己免疫性後天性凝固因子 欠乏症 | 184 | 全身性強皮症 | 223 | タンジール病 |
| 142 | 自己免疫性溶血性貧血 | 185 | 先天異常症候群 | 224 | 単心室症 |
| 143 | 四肢形成不全 | 186 | 先天性横隔膜ヘルニア | 225 | 弾性線維性仮性黄色腫 |
| 144 | シトステロール血症 | 187 | 先天性核上性球麻痺 | 226 | 短腸症候群 |
| 145 | シトリン欠損症 | 188 | 先天性気管狭窄症/ 先天性声門下狭窄症 | 227 | 胆道閉鎖症 |
| 146 | 紫斑病性腎炎 | 189 | 先天性魚鱗癬 | 228 | 遅発性内リンパ水腫 |
| 147 | 脂肪萎縮症 | 190 | 先天性筋無力症候群 | 229 | チャージ症候群 |
| 148 | 若年性特発性関節炎 | 191 | 先天性グリコシルホスファ チジルイノシトール (GPI) 欠損症 | 230 | 中隔視神経形成異常症/ ドモルシア症候群 |
| 149 | 若年性肺気腫 | 192 | 先天性三尖弁狭窄症 | 231 | 中毒性表皮壊死症 |
| 150 | シャルコー・マリー・ トゥース病 | 193 | 先天性腎性尿崩症 | 232 | 腸管神経節細胞僅少症 |
| 151 | 重症筋無力症 | 194 | 先天性赤血球形成異常性 貧血 | 233 | TSH 分泌亢進症 |
| 152 | 修正大血管転位症 | 195 | 先天性僧帽弁狭窄症 | 234 | TNF 受容体関連周期性 症候群 |
| 153 | ジュペール症候群関連疾患 | 196 | 先天性大脳白質形成 不全症 | 235 | 低ホスファターゼ症 |
| 154 | シュワルツ・ヤンペル症候群 | 197 | 先天性肺静脈狭窄症 | 236 | 天疱瘡 |
| 155 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を 示すてんかん性脳症 | 198 | 先天性風疹症候群 | 237 | 禿頭と変形性脊椎症を伴う 常染色体劣性白質脳症 |
| 156 | 神経細胞移動異常症 | 199 | 先天性副腎低形成症 | 238 | 特発性拡張型心筋症 |
| 157 | 神経軸索スフェロイド形成を 伴う遺伝性びまん性白質脳症 | 200 | 先天性副腎皮質酵素欠損症 | 239 | 特発性間質性肺炎 |
| 158 | 神経線維腫症 | 201 | 先天性ミオパチー | 240 | 特発性基底核石灰化症 |
| 159 | 神経フェリチン症 | 202 | 先天性無痛無汗症 | 241 | 特発性血小板減少性紫斑病 |
| 160 | 神経有棘赤血球症 | 203 | 先天性葉酸吸収不全 | 242 | 特発性血栓症 (遺伝性血栓性 素因によるものに限る) |
| 161 | 進行性核上性麻痺 | 204 | 前頭側頭葉変性症 | 243 | 特発性後天性全身性無汗症 |
| 162 | 進行性家族性肝内胆汁 うっ滞症 | | | 244 | 特発性大腿骨頭壊死症 |
| 163 | 進行性骨化性線維異形成症 | | | 245 | 特発性多中心性キャスルマン 病 |
| 164 | 進行性多巣性白質脳症 | | | 246 | 特発性門脈圧亢進症 |
| 165 | 進行性白質脳症 | | | | |

| 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 | 番号 | 疾病名 |
|-----|-------------------------------------|-----|------------------------------------|-----|--------------------------------|
| 247 | 特発性両側性感音難聴 | 288 | びまん性汎細気管支炎 | 326 | 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 |
| 248 | 突発性難聴 | 289 | 肥満低換気症候群 | 327 | 慢性再発性多発性骨髄炎 |
| 249 | ドラベ症候群 | 290 | 表皮水疱症 | 328 | 慢性腭炎 |
| 250 | 中條・西村症候群 | 291 | ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型) | 329 | 慢性特発性偽性腸閉塞症 |
| 251 | 那須・ハコラ病 | 292 | VATER 症候群 | 330 | ミオクロニー欠伸てんかん |
| 252 | 軟骨無形成症 | 293 | ファイファー症候群 | 331 | ミオクロニー脱力発作を伴う てんかん |
| 253 | 難治頻回部分発作重積型 急性脳炎 | 294 | ファロー四徴症 | 332 | ミトコンドリア病 |
| 254 | 22q11.2欠失症候群 | 295 | ファンコニ貧血 | 333 | 無虹彩症 |
| 255 | 乳幼児肝巨大血管腫 | 296 | 封入体筋炎 | 334 | 無脾症候群 |
| 256 | 尿素サイクル異常症 | 297 | フェニルケトン尿症 | 335 | 無βリポタンパク血症 |
| 257 | ヌーナン症候群 | 298 | フォンタン術後症候群 | 336 | メープルシロップ尿症 |
| 258 | ネイルパテラ症候群(爪膝蓋 骨症候群) / LMX1B 関連腎症 | 299 | 複合カルボキシラーゼ 欠損症 | 337 | メチルグルタコン酸尿症 |
| 259 | ネフロン癆 | 300 | 副甲状腺機能低下症 | 338 | メチルマロン酸血症 |
| 260 | 脳クレアチン欠乏症候群 | 301 | 副腎白質ジストロフィー | 339 | メビウス症候群 |
| 261 | 脳髄黄色腫症 | 302 | 副腎皮質刺激ホルモン 不応症 | 340 | メンケス病 |
| 262 | 脳表へモジデリン沈着症 | 303 | ブラウ症候群 | 341 | 網膜色素変性症 |
| 263 | 膿疱性乾癬 | 304 | ブラダー・ウィリ症候群 | 342 | もやもや病 |
| 264 | 嚢胞性線維症 | 305 | プリオン病 | 343 | モワット・ウイルソン症候群 |
| 265 | パーキンソン病 | 306 | プロピオン酸血症 | 344 | 薬剤性過敏症症候群 |
| 266 | バージャー病 | 307 | PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症) | 345 | ヤング・シンプソン症候群 |
| 267 | 肺静脈閉塞症/ 肺毛細血管腫症 | 308 | 閉塞性細気管支炎 | 346 | 優性遺伝形式をとる遺伝性 難聴 |
| 268 | 肺動脈性肺高血圧症 | 309 | β-ケトチオラーゼ欠損症 | 347 | 遊走性焦点発作を伴う乳児 てんかん |
| 269 | 肺胞蛋白症(自己免疫性又は 先天性) | 310 | ベーチェット病 | 348 | 4p欠失症候群 |
| 270 | 肺胞低換気症候群 | 311 | ベスレムミオパチー | 349 | ライソゾーム病 |
| 271 | ハッチンソン・ギルフォード 症候群 | 312 | ヘパリン起因性血小板 減少症 | 350 | ラスムッセン脳炎 |
| 272 | バッド・キアリ症候群 | 313 | ヘモクロマトーシス | 351 | ランゲルハンス細胞組織球症 |
| 273 | ハンチントン病 | 314 | ペリー症候群 | 352 | ランドウ・クレフナー症候群 |
| 274 | 汎発性特発性骨増殖症 | 315 | ペルーシド角膜辺縁変性症 | 353 | リジン尿性蛋白不耐症 |
| 275 | PCDH19 関連症候群 | 316 | ペルオキシゾーム病 (副腎白質ジストロフィー を除く) | 354 | 両側性小耳症・外耳道閉鎖症 |
| 276 | 非ケトーシス型高グリシン 血症 | 317 | 片側巨脳症 | 355 | 両大血管右室起始症 |
| 277 | 肥厚性皮膚骨膜炎 | 318 | 片側痙攣・片麻痺・てんか ん症候群 | 356 | リンパ管腫症/ゴーハム病 |
| 278 | 非ジストロフィー性ミオトニ ー症候群 | 319 | 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵 素欠損症 | 357 | リンパ脈管筋腫症 |
| 279 | 皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症 | 320 | 発作性夜間ヘモグロビン 尿症 | 358 | 類天疱瘡(後天性表皮水疱症 を含む) |
| 280 | 肥大型心筋症 | 321 | ホモシスチン尿症 | 359 | ルビンシュタイン・テイビ 症候群 |
| 281 | 左肺動脈右肺動脈起始症 | 322 | ポルフィリン症 | 360 | レーベル遺伝性視神経症 |
| 282 | ビタミンD依存性くる病/ 骨軟化症 | 323 | マリネスコ・シェーグレン 症候群 | 361 | レシチンコレステロールアシ ルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 283 | ビタミンD抵抗性くる病/ 骨軟化症 | 324 | マルファン症候群 | 362 | 劣性遺伝形式をとる遺伝性 難聴 |
| 284 | ビッカースタッフ脳幹脳炎 | 325 | 慢性炎症性脱髄性多発神経 炎/多巣性運動ニューロパ チー | 363 | レット症候群 |
| 285 | 非典型溶血性尿毒症症候群 | | | 364 | レノックス・ガストー症候群 |
| 286 | 非特異性多発性小腸潰瘍症 | | | 365 | ロスマンド・トムソン症候群 |
| 287 | 皮膚筋炎/多発性筋炎 | | | 366 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 |

参考資料 4

| マーク | それぞれのマークの意味 |
|---|---|
|  | <p>身体障害者標識（障害者マーク）</p> <p>肢体に障害のあることを理由に免許に条件を付されている人が、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識です。やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。</p> <p>問合せ＝<u>警察署・交通課または最寄りの交通安全協会</u> 電話：025-521-0110 他</p> |
|  | <p>聴覚障害者シンボルマーク（耳マーク）</p> <p>聴覚に障害のあることを表すマークです。聴覚に障害のある人が、自身の聴覚に障害のあることを自己表現するために考えられました。</p> <p>聴覚に障害のある人は、障害そのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。聴覚に障害のある人と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。</p> <p>問合せ＝<u>社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</u> FAX：03-3354-0046</p> |
|  | <p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>国際リハビリテーション協会によって障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。個人の車に表示した場合、障害のある人が乗っていることを周囲にお知らせすることはできませんが、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。</p> <p>問合せ＝<u>財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</u> 電話：03-5273-0601、FAX：03-5273-1523</p> |
|  | <p>視覚障害者を表示する国際マーク</p> <p>視覚に障害のあることを示す世界共通のシンボルマークです。このマークは手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。</p> <p>横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚に障害のある人が安全に渡れるよう信号時間が長めに調整されています。</p> <p>問合せ＝<u>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</u> 電話：03-5291-7885</p> |
|  | <p>ほじょ犬マーク</p> <p>他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が、公共の施設や交通機関、民間施設（デパートやホテルなど）でも同伴できることを知っていただくためのマークです。補助犬はペットではありません。肢体に障害のある人の体の一部となって働いています。</p> <p>問合せ＝<u>厚生労働省 社会・援護局</u> 電話：03-5253-1111</p> |

| | |
|---|--|
|  | <p>オストメイトマーク</p> <p>人工肛門や人工膀胱を使用している人（オストメイト）のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>問合せ＝<u>社団法人 日本オストミー協会</u> 電話：03-5670-7681</p> |
|  | <p>ハート・プラスマーク</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある人は、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある人も多く、電車内で優先席を利用することもあります。ただ、外見から分かりにくいいため様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを着用されている人を見かけた場合は、内部障害について理解し、携帯電話の使用を控えたり、公共交通機関での優先席の利用などの配慮をお願いします。</p> <p>問合せ＝<u>内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会</u> 電話：080-4824-9928</p> |
|  | <p>聴覚障害者マーク</p> <p>普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている人が、運転する車に表示する標識です。やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。また、対象者が表示しない場合、道路交通法違反になります。</p> <p>問合せ＝<u>警察署・交通課または最寄りの交通安全協会</u> 電話：025-521-0110 他</p> |
|  | <p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p> <p>問合せ＝<u>東京都福祉局障害施策推進部企画課</u> 電話：03-5321-1111、FAX：03-5388-1413</p> |
| <p>①</p>  <p>②</p>  | <p>①手話マーク ②筆談マーク</p> <p>ろう者、難聴者、中途失聴者は音声に代わる、視覚的な手段でのコミュニケーション方法、手話や筆談が必要です。</p> <p>このマークは、ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することができます。</p> <p>問合せ＝<u>一般財団法人全日本ろうあ連盟</u> 電話：03-3268-8847、FAX：03-3267-3445</p> |